

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

三重国民年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から同年12月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から同年12月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間当時は、自治会組織において国民年保険料を集金しており、父母と共に保険料を納付していた。厚生年金保険から国民年金への切替手続も、その都度町役場の支所に出向き行っていたので、申立期間の保険料も納付済みのはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳で国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時居住していた町の記録によると、申立人の供述どおり、申立人は厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を適切に実施している上、自治会組織による国民年金保険料の集金も行われていたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間①及び②は、5か月及び3か月と短期間である上、自治会組織による国民年金保険料の集金が行われていたことや、申立期間①については当時同居していた申立人の母親の保険料も納付済み（申立期間②については申立人の母親は60歳に到達しているため保険料を納付する必要は無い。）であること等を勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 6 月の婚姻後、国民年金に加入して、申立期間の国民年金保険料は、夫の分と併せて私が集金人に毎月納付していた。夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の分が未納となることは絶対に無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、記録上国民年金保険料の納付を始めた昭和 38 年 4 月から平成 13 年 3 月までの 38 年間の保険料をすべて納付している上、申立人の夫も、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から厚生年金保険に加入する 42 年 4 月まで保険料をすべて納付済みである。

また、申立人は、昭和 36 年 6 月の婚姻後、申立人の夫と共に国民年金に加入し、国民年金保険料については、集金人である借家の大家に家賃と一緒に毎月納付していたとしているところ、申立人の婚姻は、戸籍により 36 年 6 月であることが確認でき、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は同年 7 月に払い出されていることから同年 6 月ごろに加入手続が行われたとしても不自然ではない上、調査の結果、申立人が申立期間当時居住していた A 市 B 区では集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

ただし、申立人は、婚姻した月から国民年金保険料の納付を行ったとしていることから、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月以降から保険料の納付を開始したと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで
私と姉の国民年金については、父親に言われて母親が加入手続を行い、さかのぼって国民年金保険料を納付したと聞いている。母親は、私と姉の保険料はいつも一緒に納付したと言っているので、申立期間について、私の分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその姉の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間について保険料をすべて納付済みである上、申立人の姉も国民年金加入期間について保険料をすべて納付済みであることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の母親に聴取した結果、国民年金保険料についてはいつも申立人及びその姉の分を一緒に納付していたとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間直前の昭和55年5月から同年12月までの国民年金保険料については、いずれも申立人及びその姉の分が57年7月から58年1月までの間に3回に分けて同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の母親の記憶と符合している。

加えて、申立期間について、申立人の姉の国民年金保険料は昭和58年4月に過年度納付されていることから、上記の申立人及びその姉の納付状況を踏まえると、申立人についても、その姉と併せて納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

友人や姉の勧めで国民年金に任意加入し、国民年金保険料については、遅れたりしながらも数か月又は 1 年分をまとめて納付書により市役所で納めていたので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金に任意加入した経緯及び脱退した理由についての説明は具体的で明確である上、国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立人の供述どおり一括して納付している状況がみられるなど、申立内容に不自然な点はみられない。

さらに、申立期間は任意加入期間である上、申立期間①、②及び③はそれぞれ 3 か月と短期間であること、申立期間①の前後の国民年金保険料は現年度納付されていること、申立期間②及び③の年度の保険料は申立期間②及び③を除きそれぞれ現年度保険料として一括納付されていること等を勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間①については、市の記録において納付済み未納に訂正した形跡があるが、その経緯は不明である上、申立期間②及び③については、当時居住していた市及び社会保険事務所の記録と、その後転出した市の記録に齟齬がみられるなど、行政側の記録管理に不適切な状況もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金保険料は、結婚前は両親が、結婚してからは妻が支払っていた。他の期間はすべて納付しているのに、申立期間だけ納付しなかったとは思えないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しており、申立期間当時同居していた申立人の母親は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、申立期間を含め保険料を完納していることから、申立人及びその母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 8 月に払い出されているため、38 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付されたものと推認できるが、当該期間の保険料を納付した時点で申立期間については現年度納付又は過年度納付することが可能であり、前の期間を適切に納付しながら申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 446

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年10月29日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年8月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立期間のうち昭和37年10月から38年4月までを1万円、38年5月から39年7月までを1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から39年8月21日まで

私は、昭和37年8月からA社に美容師として勤務していた。その会社には約2年6か月勤務し厚生年金保険にも加入していたが、厚生年金保険の加入期間が6か月だけになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和37年10月29日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年8月21日に資格を喪失した旨の記載があることから、申立人が同社に勤務し、申立期間のうち、37年10月29日から39年8月21日までの期間、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者名簿に記載された標準報酬月額及び社会保険事務所の記録から、申立期間のうち昭和37年10月から38年4月までを1万円、38年5月から39年7月までを1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年4月20日に、申立期間②について、申立人のB社C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年12月1日に、申立期間③について、申立人のB社D支店（人事記録上はE支店）における資格取得日に係る記録を昭和34年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円、申立期間③の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月20日から同年5月14日まで
② 昭和31年12月1日から32年1月29日まで
③ 昭和34年4月15日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答があった。これは、私が転勤するたびに発生しているため、会社の担当者の事務処理ミスが原因であると考えている。当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する人事記録（社内歴）、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和31年4月20日にB社F支店から関連会社であるA社へ異動、同年12月1日にA社からB社C支店へ異動、34年4月15日にB社C支店から同社E支

店（社会保険事務所の記録上はD支店）へ異動）、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和31年5月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円、申立期間②の標準報酬月額については、32年1月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円、申立期間③の標準報酬月額については、34年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社からB社に異動した3人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該異動に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主がA社における資格取得日を昭和31年5月14日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③において、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 448

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和43年12月8日にA事業所B支店において臨時補充員、44年3月1日に事務員となり、平成19年3月31日に退職するまでの間、A事業所で継続勤務していた。厚生年金保険の記録が無いのは当時の担当者の事務処理ミスが原因だと考えている。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の最終勤務地であるA事業所C支店が保管している人事記録及び申立人が所持している在職証明書により、申立人が申立期間にA事業所B支店において継続して勤務していたことが確認できる。

また、人事記録によると、申立人は昭和44年2月28日まで臨時補充員、同年3月1日からは正職員であった旨の記載がある。

さらに、A事業所B支店において臨時補充員から正職員になったことに伴い、厚生年金保険から共済組合に移行した3人の加入期間に空白はない。

これらを総合的に判断すると、申立人がA事業所B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、事業主は昭和 44 年 2 月 28 日に適用事業所でなくなった旨の届出を行っているが、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月31日から同年11月1日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月31日から同年11月19日まで

A社にはB社に入社する前日の平成2年11月18日まで勤務しており、同日に11月分の給与と退職金を合わせて支給された。同年10月30日退職のほうはない。申立期間は厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人はA社に昭和62年3月6日から平成2年10月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社において経理事務を担当していた同僚に照会したところ、同社においては月半ばの退職であっても給与は1か月分支払っており、厚生年金保険料等については、給与から当月控除していた旨の供述が得られた。

さらに、社会保険事務所の記録により、A社において申立人の資格喪失日前後の昭和60年1月から平成7年12月までの間に資格喪失した者19人の資格喪失日を見ると、4人については、65歳到達により厚生年金保険の加入要件が無くなった者が二人、月半ばにおいて他事業所において厚生年金保険の資格取得した者及び国民年金の資格取得した者がそれぞれ一人みられるが、残り15人はすべて月初に資格喪失していることが確認できることから、申立人のみ月末に資格喪失したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち平成2年10月31日から同年11月1日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪しており、元役員に聴取しても不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日と雇用保険の記録における資格喪失日がいずれも平成2年10月31日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間のうち同年10月に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成2年9月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成2年11月1日から同年11月19日までの期間については、A社の元役員及び申立期間に同社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかったことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

三重国民年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年3月まで
昭和46年10月ごろに会社を退職した後、夫がA町役場で国民年金の任意加入の説明を受け加入手続をした。国民年金保険料についても夫が婦人会の集金で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の夫が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和49年4月16日に国民年金に任意加入した旨が記載されており、これは申立人が当時居住していた町及び社会保険事務所の記録とも一致している。このため、任意加入の場合、加入手続を行った時点から遡及^{そきゆう}して国民年金に加入することはできず、申立期間は未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が居住していた地域においては婦人会による国民年金保険料の集金が行われているが、同婦人会の国民年金被保険者台帳には、申立期間について、申立人と同居していた申立人の義父母の氏名は記載されているにもかかわらず、申立人の氏名は記載されていない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から42年3月まで

父親が経営していた飲食店の手伝いをしていた20歳の時に、市役所の職員と思われる人から国民年金に加入するよう言われ加入した記憶がある。国民年金保険料は集金人に父親が納付していた。銀行の集金人に納付した記憶もある。納付した時に、真ん中に日付の入った青い大きな印を国民年金手帳に押しもらっていたが、その手帳は昭和58年に夫が職場に持っていき現在の手帳に替わった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとするその父親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年11月に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料は申立人の父親が集金人に納付していたと主張しているが、申立人の保険料の納付状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和43年1月及び同年3月に、42年4月から同年9月までの期間及び同年10月から43年3月までの期間の保険料をそれぞれ一括して納付しているものの、当該納付日は、当時同居していた申立人の母親の昭和42年度における保険料の納付日と異なっている上、43年度については申立人とその母親の納付日が同一日であることから、保険

料の納付を一緒に行ったのは43年度からであると考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

三重国民年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から同年 5 月まで
昭和 39 年 3 月から繊維関係の事業所に勤めていたが、正式採用は同年 6 月 16 日であった。同事業所に正式採用されるまでの間、国民年金保険料は A 県 B 市で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 39 年 3 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失したことが記載されている上、当該喪失日は、申立人が当時居住していた市及び社会保険事務所の記録とも一致しているため、申立期間は国民年金の未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る納付時期や納付場所など納付状況を不明としている上、申立期間前の未納期間（昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 2 月までの期間）の国民年金保険料を昭和 55 年 5 月に特例納付し、その領収書も所持していることから、申立人は被保険者とされていた期間についてさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

夫に勧められて国民年金に加入し、過去の分の国民年金保険料をまとめて納めた。納付金額は7万円から8万円ぐらいで、A市において納付した。領収書や当時の年金手帳は、自宅の火事で焼けて無くなったので、提出することはできない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出されており、43年4月まで遡^{そきゅう}及して国民年金の被保険者資格を取得しているが、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は43年3月まで厚生年金保険に加入していたとされ（実際は昭和42年6月まで）、申立期間については、申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、遡^{そきゅう}及して国民年金の加入資格を取得することはできなかつたと推測される。このため、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和50年12月に、43年4月から50年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）及び過年度納付により納付しているが、申立人は「まとめて納付したのは1回で、納付時期はまとめて納付することができる期間が終了する直前だった。」としている上、申立人が申立期間について納付したとしている金額は、上記期間について特例納付及び過年度納付した金額とほぼ一致しており、上記期間の保険料を納付した時期も申立人の記憶と符合することから、申立人は、上記期間の

保険料の納付と申立期間の保険料の納付を錯誤していることも考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 620

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から61年3月まで

昭和50年4月に結婚し、厚生年金保険から国民年金に切り替え、国民年金に任意加入したが、申立期間について、資格喪失の届をした覚えは無い。国民年金保険料は、当初集金による徴収であったが、その後、集金が無くなって個人で納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、保険料の納付方法等の具体的な記憶も無く、納付状況が不明である。

また、申立人の所持している国民年金手帳には、昭和56年10月1日資格喪失の記載があり、当該資格の喪失日は、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の記録とも一致している上、当該名簿には、同年9月29日に資格喪失の申出を行った旨の記載がある。このため、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 621

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年2月まで

昭和40年ごろから、友達に勧められて国民年金に加入し、毎月家に国民年金保険料の集金に来てもらっていた。45年に弟が経営していた事業所においてパートで働いており、そこに保険料の集金の人に来ていたので、弟夫婦と一緒に納付していた。12、3年ぐらい納めていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は申立期間当時に国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いなど、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間のほとんどは、申立人の夫が厚生年金保険又は共済組合に加入しているため、申立人は国民年金の任意加入となるが、任意加入の場合、国民年金の加入手続の時点からさかのぼっての加入はできず、申立期間は未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が記憶している国民年金保険料を納めていたとする期間(12、3年ぐらい)は、記録上国民年金保険料の納付を開始している昭和48年3月から第3号被保険者となった61年4月までの納付済期間とほぼ一致している。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和34年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から61年3月まで

夫が船員保険に加入していたので、私の国民年金の保険料も納付されていると思い込んでいたが、夫の友人から船員保険には私の国民年金の保険料は含まれていないことを聞き、夫と二人でA市役所に行き国民年金の加入手続を行った。その時に、市役所の30代の女性職員から婚姻時までさかのぼって納付するように言われ、26万円から30万円の金額を一度に納付した記憶がある。一度に納付した申立期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和34年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金保険料の納付が開始されたのは36年4月であるため、同年3月以前については保険料を納付することはできない。

さらに、申立人がさかのぼって納付したとする時期は明確でないほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月以降に払い出されており、申立人は61年4月まで遡^{そきゅう}及して第3号被保険者資格を取得しているが、申立期間については、申立人の夫は船員保険に加入しているため申立人は任意加入者となり遡及して資格を取得することはできず、未加入期間となっている上、申立人は、申立期間の保険料を一度に納付したと主張しているため、特例納付による納付も考えられるところ、社会保険事務所及び市を調査しても、申立人が特例納付を行った形跡は無く、未加入期間であることから特例納付することもできず、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無

い。

加えて、申立人は、国民年金への加入手続を昭和35年又は36年ごろに行い、その時に将来の分も含めて申立期間の国民年金保険料を一度に納付した記憶もあるとしていることから、全期間前納制度により36年4月から60歳到達までの保険料を一括納付した可能性も考えられるが、申立人が納付したとする金額は、当該制度を利用して納付した場合の保険料額と比較して大きく異なっている上、当該制度を利用した場合、その後の保険料額の変更に伴い、差額保険料の納付や追納を行わなければならないところ、申立人は、そのような記憶は無いとしている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 14 日から同年 8 月 9 日まで
② 昭和 42 年 5 月 13 日から同年 7 月 21 日まで

私はA丸に3回乗船しており、昭和41年度に乗船した時については船員保険の加入が認められているが、38年度及び42年度に乗船した時については船員保険の加入が認められていない。39年度及び40年度は船舶所有者が同じであるB丸に乗船したが、その時も船員保険の加入が認められている。申立期間について、船員保険の加入が認められていないのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している船員手帳により、申立人がA丸に乗船し勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況についてA丸の船舶所有者であるC社に照会したところ、「申立人はA丸に独航船立会人として乗船している記録はあるが、独航船立会人はあくまで便乗者であって当社との雇用関係が無いため、船員保険の得喪手続及び保険料納付は行っていない。」旨の回答があった。

また、申立期間①に係るA丸と一緒に乗船していたC社の元事業部員に照会したところ、「申立人はD組合からA丸に派遣されていた者で、C社との雇用関係が無かったため、船員保険には加入していなかった。船員手帳の手続については、船員手帳が無ければ乗船できなかったこともあり、同社が一括して行っていた。」旨の供述があった。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA丸の船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、申立人と同様に同船に独航船

立会人として乗船していた同僚（一人）の氏名も無い。

申立期間②について、申立人が所持している船員手帳により、申立人がA丸に乗船し勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA丸を借用して運航していたE社に照会したところ、「申立人は独航船立会人として42年5月12日から同年7月21日まで乗船した記録があり、船員保険料は当社が納付手続を行っていたが、船員保険台帳の写しによると申立人の申立期間②に係る船員保険料を納付した記録が無い。」旨の回答があった。

また、申立期間②に係るA丸と一緒に乗船していたE社の元事業部員に照会したところ、申立人が独航船立会人として乗船していたことを覚えていると供述しているものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているA丸の船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、申立人と同様に同船に独航船立会人として乗船していた同僚（二人）の氏名も無い。

加えて、申立人を独航船立会人として派遣していたD組合について、法務局に照会しても、同事業組合に係る法人登記の記録は残っていないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 37 年 11 月まで
A社B支店に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者の記録がない。同社ではショベルカーの運転手をしていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当社で保管している昭和 34 年 6 月以降の社会保険の資格取得届及び資格喪失届の関係書類を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。」との回答であった。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が記憶しているA社B支店における当時の上司及び同僚については、名字しか判明していないため本人を特定できず、連絡が取れない上、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、「私が同社に入社して3年くらいは臨時社員であり、その後に正社員となったが、臨時社員の期間は厚生年金保険には加入していなかった。現場（運転手等）の職員は入社して3年間くらいは臨時社員であった。」と供述していることから、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 36 年 11 月まで

私は、A 県 B 市に所在していた C 事業所において反物の傷を修整する仕事をしており、厚生年金保険には加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 41 年 7 月 1 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における被保険者全員（健康保険整理番号※番から※※番まで）の資格取得日を見ても、いずれも昭和 41 年 7 月 1 日以降となっており、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、申立人が記憶している同僚二人のうち一人の氏名は無く、他の一人の同僚については同姓の記録があるが、当人の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間には別の事業所での加入記録があるため、申立人が記憶している同僚とは別人と考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 事業所の元事業主に照会したところ、「昭和 33 年ごろは社会保険には加入していなかった。」との回答があった。

加えて、社会保険事務所の厚生年金保険の適用事業所に係る記録によると、申立期間において、申立人が記憶している「C 事業所」という名称に類似する名称の事業所が D 市（現在は、B 市）に 2 事業所（E 事業所及び F 事業所）あったことが確認できることから、申立期間について、社会保険事務所

が保管しているE事業所及びF事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、いずれも申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 453

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月6日から26年1月1日まで
② 昭和29年7月1日から30年1月6日まで

私は、昭和25年9月6日にA事業所（現在は、B事業所）から辞令を受け、同日に勤務し厚生年金保険も加入しているはずである。また、29年7月1日にはC事業所から辞令を受け、同日以降継続して勤務し厚生年金保険も加入しているはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持しているA事業所の辞令により、申立人がA事業所D支所で季節技術員及び技手として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた上、同事業所の下部機関であるE事業所の役員から、「季節技術員は短期的な雇用であるため、厚生年金保険には加入していない。」旨の供述があった。

また、申立期間①にA事業所D支所に在籍していた複数の同僚に照会したものの、連絡が取れた同僚からは申立に係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつた。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間②について、申立人が所持しているC事業所の辞令により、申立人が同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC事業所の元理事等役員に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間②におけるC事業所の同僚であると主張している3人はいずれも他界している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間②に同事業所において被保険者であった者に照会したものの連絡先が不明であるため、申立に係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人のC事業所における雇用保険の加入記録によると、昭和30年1月1日資格取得、47年11月30日離職となっており、申立期間②における加入記録は無い。

加えて、申立期間①及び②について、F共済組合が保管している同事業所の組合員となった者の厚生年金保険被保険者資格記録カード及びF団体厚生年金保険被保険者台帳と社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日は同じであり、記録の相違が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から同年12月14日まで

私は高校卒業後、しばらくは親の事業を手伝っていたが知人の紹介で昭和30年9月にA社に入社した。同社は家電製品等の販売及び修理を行っていた。入社した際に厚生年金保険被保険者証を受領し、同被保険者証に青のスタンプでBと押してあったのを記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとされるA社は昭和31年6月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会したところ、同社の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
私は、高校卒業後、A社を経て、昭和 45 年 7 月 1 日付けでB社に入社した。現在に至るまで1日も欠けることなく厚生年金保険料を納付し続けているにもかかわらず、1か月だけ記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している社員カード及び申立人が所持している辞令書により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述するものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

加えて、申立人のB社における雇用保険の加入記録によると、厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和 45 年 8 月 1 日資格取得となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 456

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 4 月 28 日まで
平成 15 年 8 月ごろ、経営不振により厚生年金保険料を納付できないので、社会保険事務所の担当者に相談したところ、標準報酬月額を減額して全喪することを勧められた。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、平成 15 年 4 月 28 日に全喪しているところ、同年 8 月 25 日付けで申立人の 14 年 10 月から 15 年 3 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、さかのぼって 16 万円を 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は「平成 15 年 8 月ごろ、A社の経営悪化による資金難のため厚生年金保険料が納付できないことから、社会保険事務所の担当者に相談したところ、標準報酬月額をさかのぼって減額することを勧められた。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。